

令和5年度 水戸市立千波小学校いじめ防止基本方針

(令和5年3月31日改訂版)

I はじめに

1 国の基本方針

いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするために、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

2 いじめの定義（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ① 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ② 行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認する。
- ③ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等が「物理的な影響」と見なす。

(2) いじめの様態については、次の様なものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話・LINE等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (3) どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (4) 全ての児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために解決しなければならない重要な課題として教職員が意識を深める必要がある。

3 本校の方針

いじめ防止対策推進法や水戸市いじめ防止基本方針を受け、これまでの取組を踏まえ、校長を中心とした「水戸市立千波小学校いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、水戸市教育委員会（総合教育研究所）との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題への更なる取組を進める。

また、児童・保護者・地域との連携により、信頼関係を深めることにも配慮していく。

II 本校の教育目標

自ら考え方行動し、思いやりのある、ひとみ輝くたくましい児童の育成

III 目指す学校像 【場を浄め 礼を正し 時を守る】

- 1 花・絵・歌があり品位ある美しい学校
- 2 挨拶と「はい」の響く、人と人との絆を大切にする学校
- 3 規律を守り、活力ある学校

IV 目指す児童像 【さわやかで たくましい千波っ子】

- 1 明るく元気な子
- 2 意欲的な子
- 3 よく考える子
- 4 思いやりのある子
- 5 誠実な子
- 6 進んで働く子

V 基本的な方針

全職員が「情報の共有」を図り、組織としていじめの未然防止、早期解決に取り組む。

1 「水戸市立千波小学校いじめ防止基本方針」の策定

- (1) 学校としての基本的な方向、取組の内容等を定める。
- (2) 児童会のマナーアップ委員会を中心にして児童集会や挨拶運動等を実施しながら、児童の意識の向上に努める。
- (3) 学校ホームページ等を活用し、保護者や地域の方の意見も取り入れる。

2 いじめの防止等に取り組む組織の設置

(1) 水戸市立千波小学校いじめ防止対策委員会

- ア 校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任が中心となって組織する。
必要に応じて、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特活主任、担任が加わる。
イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な助言を得る。
ウ 年間計画の作成や、いじめ防止対策の具体的なマニュアルの検討と作成を行う。
エ アンケートの実施等による情報の収集と共有に努め、対応チームの編成や対応策の検討を行う。

(2) 学年会・生徒指導部委員会・教育支援委員会・ケース会議の活用

- ア 毎週木曜日に行っている学年会、毎月第2（第3）月曜日に行っている校内支援委員会で情報を共有し、対応策を具体的に検討する。
イ 必要に応じて、ケース会議や生徒指導部委員会で開催する。
ウ 対応チームや担当者等について検討し、チーム及び担当者の役割分担を決める。

(3) 職員研修の実施

- ア 全職員で情報の共有化を図り、未然防止のための留意事項や早期対応への対策を確認する。
イ 具体的な資料をもとに、職員研修の機会を設定し、いじめに対する考え方・情報収集の

方法・指導体制の作り方・具体的な指導方法等について、児童の実態に即した研修を行う。

VII 未然防止等に関して

1 いじめ未然防止等に関する取組

- (1) 児童一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりに努め、話合い活動の活性化を図り、集団の一員として自己有用感・自己肯定感を育てる取組を行う。
- (2) 道徳の時間を中心に、全教育活動を通して、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識の高揚に努めるとともに、思いやりの気持ちの育成を図る。
- (3) 学級経営の充実を図り、児童一人一人の居場所がある学級、互いによさを認め合う温かい人間関係づくりを担任が中心になって展開する。
- (4) 特別な支援が必要な児童については、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (5) 水戸「規律と協働を高める八策」の徹底を図り、規律正しい学習習慣、生活習慣を身に付ける。
- (6) 人権教室、メディア教育（インターネット等を通じて行われる、いじめを防止するための啓発活動）の充実を図る。
- (7) ちょボラ活動を奨励し、思いやりの心や奉仕の心等豊かな心の涵養に努める。
- (8) 保護者会や学校支援ボランティア活動等を通して、保護者が学校教育を理解する場面を設定し、連携を図る。
- (9) 保護者会・故郷千波を創る協議会・学校運営協議会・学校関係者評価委員会等で学校の取組について説明し、理解と協力を求めいじめ防止に努める。
- (10) 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を行い、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

VIII 早期指導・支援に関して

1 早期発見に向けた取組

- (1) 隔月に行っている児童の「学校生活アンケート」と担任の「いじめチェック」調査等により、早期発見に努める。
- (2) 保護者と連携するとともに、児童の小さな変化に気付くことができるようアンテナを高くし、けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、事情調査を行い、児童が感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。
- (3) スクールカウンセラーや養護教諭、担任以外の全職員の複数の目で児童の様子を見守り、異常を察知した際にすぐに相談できる体制を整える。

2 早期指導・支援の取組

- (1) いじめられている事実を掌握した際には、速やかに当該児童や関わっていた児童から事情を聞くとともに、学校をあげて当該児童を守ることや指導・支援を検討することを伝える。保護者とも連携し、協力して状況の改善に努める。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、情報を共有するとともに、役割を明確にした対応チームを編成する。
 - ①被害児童からの聴取と、当該児童の保護者への対応を行う。
 - ②加害児童からの聴取と、当該児童の保護者への対応を行う。
 - ③周辺児童からの事実関係の聴取を行う。
 - ④連絡調整を行い、事実関係を整理するとともに、記録に残す。
 - ⑤具体的な対応策を検討し、職員への指示、関係機関（教育委員会・警察署・児童相談所）との連絡を校長または教頭が行う。

(3) 指導の基本的態度として、「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度で指導する。

①情報の共有により、全職員が協調して指導・支援に当たる。

②継続的な指導により、いじめが繰り返されることの未然防止を図る。

VIII 重大事態への対処

1 重大事態とは (いじめ防止対策推進法第28条第1項)

(1) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

(2) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手) (※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む。)

2 重大事態への取組

(1) 被害に遭った児童の生命を守ることを最優先とする。

(2) いじめ防止対策委員会内に校内調査委員会を設置し、事実を掌握する。

(3) 事実関係に沿って具体的対応を指示するとともに、市教育委員会へ報告し、指示を受ける。

(4) 二次的な被害を防止するために、加害児童への指導や保護者への協力を依頼する。

(5) いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童との関係回復のための取組に努める。

(6) 外部機関への情報の提供については、児童の人権保護を踏まえ、窓口を一本化する。

(7) 校内サポートチームを立ち上げ、一般児童のメンタルケアに努める。

(8) P T A役員と連携し、情報の提供と協力体制の確立を目指す。

IX いじめの解消について

1 「いじめの解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続していること。
重大な被害の場合には学校長の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

2 いじめの解消に向けた取組

(1) いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

(2) いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。

(3) いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。

(4) 傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。

(5) インターネットや携帯電話による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。